

新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に係る傷病手当金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第16条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 組合に加入している被用者(給与等の支払いを受けている被保険者)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者。

(支給対象となる日数)

第3条 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日。

(支給額)

第4条 1日当たりの支給額は、直近の継続した3月間の給与等(規約第16条の2第1項に規定する給与等をいう。)の収入金額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額とする。ただし、1日当たりの支給額の上限額は30,887円とする。

(支給申請等)

第5条 規約第16条の2の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、国民健康保険傷病手当金支給申請書(組合員記入用)に、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用の各申請書を添付し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに支給又は不支給を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第6条 理事長は、前条第2項の規定による支給決定の通知を受けた者が偽りその他の不正な手段により傷病手当金の支給を受けたとき又は受けようとしたときは、当該支給決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に傷病手当金が支給されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(適用期間)

第7条 規約第16条の2第1項に規定する傷病手当金支給の適用期間は、令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間とする。

(補則)

第8条 理事長は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し必要な書類の提出を求めることができる。

附 則

この規程は、規約第16条の2及び第16条の3の規定が有効となった日から施行する。